

番号：131022

国名：セネガル

担当：セネガル事務所

案件名：タンバクンダ州・ケドゥグ州保健システムマネジメント強化プロジェクト
終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2013年11月中旬から2013年12月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内0.50M/M、現地0.57M/M、合計1.07M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	17日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月30日(12時まで)
- (4) 提出場所：専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出、
または調達部受付(JICA本部1F)への書類の提出

※2013年10月2日以降の公示案件（業務実施契約（単独型）のみ）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を試行導入します。提出方法等詳細については、JICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ）をご覧ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針：
 - ①業務方針の的確性 3点
 - ②業務方法の整合性、現実性等 6点
 - ③当該業務実施上のバックアップ体制 1点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	セネガル／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種： 黄熱流行国であり、日本からの入国時にイエローカードの提示は義務付けられていないが、赴任前の予防接種を強く奨励します。

6. 業務の背景

セネガル共和国（以下、「セ」国）は、低位人間開発国（155位/187国）に位置づけられ、経済社会政策文書（DPES 2011-2015）及び国家保健開発計画（PNDS 2009-2018）においては、ミレニアム開発目標（MDGs）の達成と貧困層への支援が重要視されている。プロジェクトの対象地域であるタンバクンダ州及びケドゥグ州は「セ」国の東南部に位置し、約20万km²の国土の約1/3を占める広大な州であり、かつ貧困州の1つであり（貧困率全国平均49%、タンバクンダ州・ケドゥグ州56%）、主要な保健指標は総じて悪い状況にある（例：5歳未満時死亡率（出生1,000対）では全国平均121に対して同2州は200）。

日本は、2005年に「セ」国側とともに同2州を日本の保健分野の協力の重点地域と設定し、2007年から保健・社会活動省とともに「タンバクンダ州及びケドゥグ州保健システム強化プログラム（2007-2011）」を実施、現在は継続して「保健システム強化プログラムフェーズ2（2012-2016）」を実施している。これまで無償資金協力、技術協力プロジェクト、フォローアップ協力、専門家派遣、機材供与、本邦及び在外研修、青年海外協力隊派遣等の案件形成・実施を行ってきた。

プログラムの中で保健施設へのアクセス向上やお産の質の向上、住民への啓発活動が進められてきたが、同2州の限られた資金・人材リソースを効率的に活用して「保健サービス」を持続的に向上させるためには、医療施設を効果的・効率的に運用する必要があるとして、保健・社会活動省から保健マネジメントの強化の重要性が指摘された。これを受け、2009年度は短期専門家派遣（計3名）を行い、計画策定にかかる研修等を実施したが、より効率的・効果的にマネジメント強化を行うには、技プロで実施する必要があるとして、2009年度要望調査時に「セ」国保健・社会活動省より「タンバクンダ州及びケドゥグ州保健システムマネジメント強化プロジェクト」の要請が上げられた。

これを受け、JICAはタンバクンダ州およびケドゥグ州の州医務局および保健区における、成果重視マネジメント能力の強化、ひいては同2州の住民の健康状態の向上を目標として、保健社会活動省（中央）、タンバクンダ州医務局およびケドゥグ州医務局をカウンターパート機関として2011年3月から2014年2月まで3年間の予定で本プロジェクトを実施中である。今年度は延べ7名の専門家（総括/成果マネジメント、副総括/5S-KAIZEN-TQM、モニタリング評価4名、保健情報システム）を派遣している。

2012年12月には、プロジェクトの目標達成度や成果等を分析するとともに、プロジェクトの残り期間の課題及び今後の方向性について確認し、カウンターパート機関と議論するため、中間レビューを実施し、進捗が概ね良好であることを確認し、残りの期間で取り組むべき事項について確認を行った。

今回実施する終了時評価調査は、2014年2月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する

提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、「新 JICA 事業評価ガイドライン第 1 版」に沿って、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 5 項目を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備 (2013 年 11 月中旬)

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、中間レビュー報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 5 項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他セネガル側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成する。
- ④対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣 (2013 年 11 月下旬～12 月上旬)

- ①JICA セネガル事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、「新 JICA 事業評価ガイドライン第 1 版」に基づいた評価手法について説明を行う。
- ③セネガル側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記②及び③で得られた結果をもとに、他の調査団員及びセネガル側 C/P 等とともに評価 5 項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文から仏訳予定）の取りまとめを行う。
- ⑥評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑦協議議事録（M/M）（英文から仏訳予定）の作成に協力する。
- ⑧現地調査結果の JICA セネガル事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間 (2013 年 12 月中旬)

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・英文（仏訳予定））を作成する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③終了時評価調査報告書（和文）について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（１）～（３）のすべてとする。

- （１）評価報告書（英文）
- （２）担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）
- （３）評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

上記（１）～（３）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

（１）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

10. 特記事項

（１）業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2013年11月20日～2013年12月6日頃を予定しています。

本業務従事者は、当機構の調査団員に1週間程度先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 評価分析（コンサルタント）

③便宜供与内容

当機構セネガル事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳傭上

英語（日本語）⇄フランス語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及びC/P
の同行

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部保健第1グループ保健第2課
（TEL:03-5226-6341）にて配布します。

- ・中間レビュー調査報告書（案）
- ・PDM（最新版）

②本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・セネガル共和国「タンバクンダ州及びケドゥグ州保健システムマネジメント
強化プロジェクト」詳細計画策定調査報告書

(3) その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上